

## 「東京都家賃等支援給付金」の申請受付を開始します

令和2年7月27日に実施概要を発表した「東京都家賃等支援給付金」について、申請受付を開始しますので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、この度、本給付金に係るポータルサイトを開設いたします。

オンラインによる申請をはじめ、申請手続きに係る詳細情報が掲載されていますので、下記 URL、QR コードからポータルサイトをご覧ください。

(URL) <https://tokyoyachin.metro.tokyo.lg.jp>



### 1 趣旨

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付（3ヶ月分）を実施します。

### 2 申請受付期間

令和2年8月17日（月曜日）から令和3年2月15日（月曜日）

※ポータルサイトの開設は本日8月14日（金）15時頃を予定

### 3 申請要件

「東京都家賃等支援給付金【申請受付要項】給付対象者の要件」17ページに記載のとおり（上記ポータルサイトからご確認ください。）

### 4 本給付金の申請に必要な書類等の入手方法

上記ポータルサイトからダウンロードできます。また、申請受付要項は、東京都庁第一本庁舎及び第二本庁舎1階総合受付等にて配布を行います。

### 5 受付方法

#### (1) オンライン申請の場合

上記ポータルサイトから申請できます。令和3年2月15日（月曜日）23時59分までに申請を完了してください。

#### (2) 郵送の場合

申請書類を以下の宛先にご郵送ください。なお、必ず簡易書留など郵便物の追跡がで

きる方法でお願いします。令和3年2月15日（月曜日）の消印有効です。

（宛先）

〒174-8799 日本郵便株式会社 板橋北郵便局 郵便私書箱 第26号  
東京都家賃等支援給付金 申請受付 宛

※切手を貼付の上、裏面には担当者の住所及び氏名を必ずご記載ください。

## 6 給付額

(1) 基準額：国の家賃支援給付金の対象となった都内物件の家賃等の総額（月額）

(2) 給付率：給付額を算定するに当たり、基準額に乗じる率

○基準額が、75万円までは12分の1

75万円を超える部分については24分の1

(3) 給付額：基準額×1×給付率×3か月分

※1 都内で複数の土地又は建物を借りている場合は、その合計額

	基準額	給付額
中小企業等	75万円以下	① 基準額×給付率（1/12）×3 ② 最大給付額：18万7,500円
	75万円超	③ ②+[（基準額－75万円）×給付率（1/24）]×3 ただし、最大給付額は37万5,000円とします。
個人事業主	37万5千円以下	① 基準額×給付率（1/12）×3 ② 最大給付額：9万3,750円
	37万5千円超	③ ②+[（基準額－37万5,000円）×給付率（1/24）]×3 ただし、最大給付額は18万7,500円とします。

## 7 通知等

(1) 申請書類の審査の結果、本給付金を支給する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知を発送いたします。

(2) 一方、申請書類の審査の結果、本給付金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

## 8 本給付金に関する問い合わせ先

「東京都家賃等支援給付金コールセンター」 電話番号 03-6626-3300  
受付時間 9時～19時（土日祝日含む毎日、11月以降は土日祝日・年末年始除く）

「問い合わせ先」	東京都産業労働局商工部調整課	徳田 西原
	電話 03-5320-5985	36-772